

株 主 各 位

東京都千代田区一番町21番地

株式会社 アイティフォー

代表取締役社長 東 川 清

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、次頁のご案内に従って、2017年6月20日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年6月21日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区一番町21番地
一番町東急ビル10F
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項
 1. 第58期（自2016年4月1日至2017年3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第58期（自2016年4月1日至2017年3月31日）
計算書類報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）8名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第3号議案 当社の取締役、執行役員及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.itfor.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
 3. ご出席に当たり資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

《議決権行使について》

(1) 議決権行使書の郵送による方法

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2017年6月20日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる方法

当社指定の議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2017年6月20日（火曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、53頁の《インターネットによる議決権行使のご案内》をご確認くださいようお願い申し上げます。

(3) 重複行使の取扱い

- ① 書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ② インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自2016年4月1日)
(至2017年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、輸出を中心とした生産活動の持ち直しや、都市部での再開発需要の高まりなど回復の動きがみられるようになってきました。今後についても、良好な雇用所得環境を背景とした個人消費の回復、堅調な内外景気、設備等の老朽化を背景として収益動向に左右されない更新投資を進める企業の増加などが景気回復要因として考えられます。しかしながら、海外においては米トランプ政権の運営に対して不安が高まっていることや、各地での地政学リスクの高まりなどが懸念材料となっており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの属する情報サービス業界におきましては、金融や流通分野での制度対応としてのシステム更新のほか、戦略投資としてのIT投資案件が増加しており、投資需要は今後とも堅調に推移するものと見込まれます。

このような環境下、当社グループでは、中期経営計画「Step Up Next 150-2018」を策定し、当年度はその中間年度として、既存事業の継続的成長、システムソリューション品質の継続的向上、グループ経営の強化などに取り組んでおります。主力商品である金融機関向けプロダクトは、金融機関の収益環境が人口減やマイナス金利により厳しい状況となる中、収益源の多様化や業務の効率化を進めていくためのソリューションとして積極的に営業活動を行ってきました。その一環として、クレジット決済の国際的なセキュリティ規格であるPCI DSS準拠のカード決済を可能とするシステムのRITS決済クラウド「iRITS pay (アイ・リッツペイ)」及びクレジットカードのIC対応や非接触型ICカードなどマルチな決済方法に対応した決済端末「iRITS pay ターミナル」を発売しました。小売業向け基幹システムやeコマースシステムでは、百貨店向けや専門店向けの基幹システムが順調に稼働を開始しました。さらに、クラウド型デジタルサイネージ「アロー・ビジョン」を新たに発売しました。注力市場として取り組んでいる公共分野においては、地方自治体での国民健康保険料などの収納率向上のためのBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）業務や学務支援システムの受注を政令指定都市等で獲得いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は111億11百万円（前期比91.4%）、営業利益は12億70百万円（前期比82.4%）、経常利益は13億31百万円（前期比83.8%）、親会社株主に帰属する当期純利益は9億6百万円（前期比89.4%）となりました。

当社グループは、システムインテグレーターとして顧客の業態やニーズに応じたソフトウェアを開発し、システム機器や関連商品と併せて提供するほか、情報通信ネットワークの構築・運用管理や保守サービスに至るＩＴソリューション・サービス事業を行うとともにＢＰＯなどの事業を行っております。

当連結会計年度におけるセグメント別の営業概況は次のとおりです。

（システムソリューション）

システムソリューションでは、リテール拡大に向けた地方銀行の無担保ローン戦略におけるシステム導入を複数行から受注したほか、全国規模の大手金融機関からも審査から延滞管理のトータルパッケージとなる大型案件を獲得しております。さらに、地方銀行を中心にタブレット端末を利用したローン申込システムの拡張により、営業店事務の削減・ペーパーレス化対応業務範囲の拡大を実施しております。また、新規顧客として、クレジット会社からの審査モデル構築と新たな業務案件を受注し、既存顧客の大手クレジット会社・保証会社からも、継続的に追加案件やレベルアップ案件を獲得しております。コールセンター向けソリューションにおいては、ＲＰＡ（ロボティック・プロセス・オートメーション）を活用した業務効率化への引き合いが大幅に増加しています。小売業向けでは、新たに地方百貨店の基幹システムで大型受注を獲得しました。ｅコマースシステムにつきましては、新規に大手出版持株会社からグループ各社ＥＣのシステム構築案件を獲得したほか、大手輸入生活雑貨店のオムニチャネル案件が稼働しております。

その結果、受注高は59億73百万円（前期比94.3%）、売上高は59億49百万円（前期比90.4%）、セグメント利益は16億66百万円（前期比102.9%）となりました。

（サービスソリューション）

サービスソリューションでは、安定収益源である保守サービスや公共分野向けビジネスを中心に活動しております。注力市場として取り組んでいる公共分野向けビジネスは、前期に受注を獲得したＢＰＯ案件が期初から売上に寄与しており、堅調に推移していますが、ＢＰＯ案件の立ち上げに伴う費用も増大しております。

その結果、受注高は27億55百万円（前期比103.3%）、売上高は30億73百万円（前期比101.4%）、セグメント利益は2億27百万円（前期比48.9%）となりました。

(基盤ソリューション)

基盤ソリューションでは、システム機器販売、基盤インフラ設計・構築・納入・設置、ネットワークシステム、クラウド基盤関連ソリューションの提供を事業展開しております。今期より新たな事業領域として、クラウドサービス基盤の構築に取り組み、回線関連でもアイティフォー光プラスを発売しましたが、前期にあった一部顧客による大型受注の反動減や大手モバイル通信キャリア向け案件の投資が一段落したことなどにより、受注が大幅に減少しました。

その結果、受注高19億7百万円（前期比66.9%）、売上高は20億89百万円（前期比82.1%）、セグメント利益は3億64百万円（前期比74.6%）となりました。

[売上高の内訳]

セグメント別の売上構成は以下のとおりです。

区 分	金 額	構 成 比	前 期 比
システムソリューション	59億49百万円	53.5%	90.4%
サービスソリューション	30億73百万円	27.7%	101.4%
基 盤 ソ リ ュ ー シ ョ ン	20億89百万円	18.8%	82.1%
合 計	111億11百万円	100.0%	91.4%

(注) 従来はサービス部門別の売上構成を記載しておりましたが、当連結会計年度よりセグメント別の売上構成を記載しております。なお前期比は変更後の区分によっております。

<社会貢献活動>

当社は、企業としての社会的責任を果たすため、公益財団法人日本ユニセフ協会に寄付を行っております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は2億70百万円であり、その主なものは以下のとおりです。

自社利用ソフトウェアの取得	1億30百万円
市場販売用ソフトウェアの開発	66百万円
工具器具備品の取得	49百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の必要資金は全額自己資金で賄いました。

また、当社においては、効率的な資金調達を行うため、主要取引銀行と総額15億円のコミットメントライン（特定融資枠契約）を締結しておりますが、この契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割、新設分割及び他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

当社グループは、金融や流通などの業務に対する深い理解と、ネットワーク基盤の構築で磨き上げた高い技術力を武器に、お客様の経営改善・業務改革を実現するパッケージ型のソフトウェアを提供してまいりました。今後当社が確実に成長を遂げる為には、新しいソリューションやサービスを生み出し、それによってお客様により充実した提案を行い、事業を拡大することが重要であると考えております。

具体的には以下の重点課題にグループをあげて取り組むことで、長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

① 新技術の取得

研究開発体制をこれまで以上に強化し、IoTやブロックチェーンなどを含め最先端の技術を基礎とした研究開発を促進し技術力を強化します。その技術力を基礎とした新たなソリューションを開発・提案することで当社グループの競争力を高め、さらなる収益性の向上に取り組んでまいります。

② 法改正や社会的なニーズに対応した提案の徹底

クレジットの悪用を防止するために改正された「割賦販売法」に対応した決済クラウド「i R I T S p a y」及び決済端末「i R I T S p a y ターミナル」や、自動化による業務効率化で、長時間労働を緩和し「働き方改革」に貢献するRPAなど、法改正や社会的なニーズに対応したソリューションを提供することで社会貢献を果たすと同時に事業の拡大を目指します。

③ 収益基盤の強化

販売活動を通じてお客様の業務に精通することができる強みを生かし、営業、技術開発、カスタマーサポートの各事業が密接に連携したうえで、お客様のニーズを共有し、より質高く満足頂けるソリューションを迅速に提案することでお客様毎の販売量の拡大を目指すとともに新規案件の獲得の増加に努めてまいります。

④ 人材の育成

人材が最重要資産であるという認識のもと、当社グループが求める社員の人物像を定めて育成プログラムを整備するほか、事業方針に連動した目標管理制度を徹底することで、グループ全体の人材のスキルアップと組織の活性化を図ってまいります。

⑤ コーポレートガバナンス

持続的成長をかなえるための企業体質の確立に向けて、透明で公正な経営体制の構築と迅速・果断な意思決定への取り組みを通じて、業容の拡大に応じたコーポレートガバナンスの更なる充実に努めてまいります。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第55期 2014年3月期	第56期 2015年3月期	第57期 2016年3月期	第58期(当期) 2017年3月期
売上高(百万円)	10,974	11,467	12,154	11,111
経常利益(百万円)	1,697	1,100	1,588	1,331
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,009	658	1,013	906
1株当たり当期純利益(円)	36.62	23.48	35.57	31.89
総資産(百万円)	13,438	14,656	14,962	14,919
純資産(百万円)	10,361	11,318	11,750	12,088
1株当たり純資産(円)	367.62	393.83	403.74	425.91

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社スナッピー・コミュニケーションズ	10,000千円	100.0%	ソフトウェアの開発・販売
株式会社グラス・ルーツ	10,000千円	45.0%	インターネット関連コンテンツの企画・製作
株式会社アイ・シー・アール	100,000千円	100.0%	国民健康保険料の収納業務受託
株式会社シー・ヴィ・シー	100,000千円	100.0%	訪問調査サービス

③ 企業結合の経過と成果

連結子会社は、株式会社スナッピー・コミュニケーションズ、株式会社グラス・ルーツ、株式会社アイ・シー・アール、株式会社シー・ヴィ・シーの4社であり、持分法を適用した関連会社として株式会社アイセルの1社があります。

当連結会計年度の当社グループの企業集団の成果は「(1)事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(10) 主要な事業内容 (2017年3月31日現在)

当社グループは、システムインテグレーターとして顧客の業態やニーズに応じたソフトウェアを開発し、システム機器や関連商品と併せて提供するほか、情報通信ネットワークの構築・運用管理や保守サービスに至るITソリューション・サービス事業を行うとともに株式会社アイ・シー・アール及び株式会社シー・ヴィ・シーではBPOなどの事業も行っております。

(11) 主要な事業所等 (2017年3月31日現在)

本社 東京都千代田区一番町21番地
事業所 所沢事業所（所沢市）、西日本事業所（大阪市）、
中部事業所（名古屋市）、福岡営業所（福岡市）、
株式会社スナッピー・コミュニケーションズ（東京都）、
株式会社グラス・ルーツ（東京都）、
株式会社アイ・シー・アール（愛知県）、
株式会社シー・ヴィ・シー（福岡県）

サービス・ステーション他 札幌、仙台、広島、高松、佐賀、那覇、うるま

(12) 従業員の状況 (2017年3月31日現在)

(当社グループ)

従業員数	前期末比増減
609名 (227名)	+51名 (+89名)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に年間平均人数を外数で記載しております。なお、臨時従業員数はパートタイマーの人数であります。

(当社)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
412名 (162名)	+25名 (+47名)	41.5歳	12.0年

(注) 1. 従業員数は、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に年間平均人数を外数で記載しております。なお、臨時従業員数はパートタイマーの人数であります。

(13) 主要な借入先 (2017年3月31日現在)

該当事項はありません。

(14) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、利益配分に関しましては、業績動向や財務状況を勘案しつつ、連結配当性向30%以上を目処に安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針とし、期末日を基準日として、年1回の配当を実施しております。

2017年5月2日の取締役会において、1株当たり17円の配当を行うことを決議いたしております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2017年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,430,000株(自己株式1,077,922株を含む)
- (3) 株主数 6,359名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・ ブラザー工業株式会社退職給付信託口)	1,420,000株	4.83%
イオンフィナンシャルサービス株式会社	1,350,000	4.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,349,100	4.58
アイティフォー社員持株会	1,273,100	4.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	962,500	3.27
村 上 光 弘	835,000	2.84
須 賀 井 孝 夫	634,700	2.16
明治安田生命保険相互会社	551,400	1.87
株 式 会 社 横 浜 銀 行	500,000	1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	472,100	1.60

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・ブラザー工業株式会社退職給付信託口）の所有株式は、ブラザー工業株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権はブラザー工業株式会社に留保されております。
2. 当社は自己株式1,077,922株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2017年3月31日現在)

定 時 株 主 総 会 決 議 の 日	2010年6月18日
発 行 決 議 の 日	2010年7月13日
保 有 人 数 及 び 新 株 予 約 権 の 個 数 当社取締役（監査等委員である者を除く）	2 名 140個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類	普通株式
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 数	14,000株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	無償
新株予約権の行使に対して出資される財産の価額	1株当たり316円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2012年7月16日から 2017年7月15日まで

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人、子会社役員及び使用人に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2017年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	東 川 清	株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 取締役 株式会社グラス・ルーツ 取締役 株式会社アイセル 社外取締役 株式会社シー・エス・デー 社外取締役 株式会社アルファ新洋 社外取締役 株式会社アイ・シー・アール 取締役会長
取締役常務執行役員	坂 田 幸 司	技術開発本部長
取締役常務執行役員	佐 藤 恒 徳	フィナンシャルシステム事業本部長 株式会社シー・ヴィ・シー 取締役
取締役常務執行役員	小 玉 敏 明	流通・eコマースシステム事業部長
取締役執行役員	崎 田 郁 夫	事業本部長
取締役執行役員	大 枝 博 隆	フィナンシャルシステム事業本部第二事業部長
取締役執行役員	今 井 重 好	公共システム事業部長 株式会社アイ・シー・アール 代表取締役社長
取締役執行役員	中 山 かつお	管理本部長 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 取締役 株式会社アイ・シー・アール 取締役 株式会社シー・ヴィ・シー 監査役
取締役（監査等委員）	原 晃 一	株式会社アイ・シー・アール 監査役
社外取締役（監査等委員）	佐 藤 誠	公認会計士 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 監査役 株式会社グラス・ルーツ 監査役 細谷火工株式会社 社外取締役
社外取締役（監査等委員）	小 泉 大 輔	公認会計士 株式会社オーナーズブレイン 代表取締役 株式会社アールシーコア 社外取締役 株式会社地域新聞社 社外監査役

- (注) 1. 2016年6月17日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、取締役 本山昌人氏は任期満了により退任いたしました。
2. 社外取締役 佐藤誠氏及び小泉大輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外取締役 佐藤誠氏が兼職している株式会社スナッピー・コミュニケーションズ及び株式会社グラス・ルーツは当社連結子会社です。また、社外取締役 佐藤誠氏及び小泉大輔氏が兼職しているその他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
4. 当社は、社外取締役 佐藤誠氏及び小泉大輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である者を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、原晃一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く）	9名	172,610千円	（うち社外 1名 1千円）
取締役（監査等委員）	3名	20,400千円	（うち社外 2名 7,200千円）
計	12名	193,010千円	（うち社外 2名 7,200千円）

- （注） 1. 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬限度額は2015年6月19日開催の定時株主総会において年額30,000万円以内と決議いただいております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は2015年6月19日開催の定時株主総会において年額3,500万円以内と決議いただいております。
3. 上記支給額には2016年6月17日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 山本昌人氏への支給分を含めております。

(3) 社外取締役に関する事項

地 位	氏 名	出 席 状 況	発 言 状 況
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	佐 藤 誠	取締役会 21回／22回 監査等委員会 14回／16回	主に公認会計士としての専門的な見地からの発言を行っております。
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	小 泉 大 輔	取締役会 20回／22回 監査等委員会 14回／16回	主に公認会計士としての専門的な見地からの発言を行っております。

(4) 非業務執行取締役の責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款において、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の非業務執行取締役の全員と当該責任限定契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等の額(注)	26,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の監査日数、人員配置及び監査内容等、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後、最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とする事を求めます。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

金融庁が発表した処分の内容の概要

① 処分対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)
- ・ 課徴金納付命令

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針について次のとおり決議しております。

(1) 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループのコンプライアンスの全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会は当社及び子会社の取締役・使用人の法令・定款等の遵守を徹底するため、コンプライアンスに係る定期的な社内教育を実施するとともに、コンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が適宜取締役会及び監査等委員会に報告される体制を構築する。
- ③ コンプライアンスの推進については、コンプライアンスに関する規程に基づき、当社及び各子会社の取締役・使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報については、文書管理規程の定めに従い、閲覧可能な状態で適切に保存及び管理する。また、子会社についても、関係会社管理規程及び職務権限規程により、当社取締役会または業務執行委員会に承認を得るべき事項、報告すべき事項を定める。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、当社及び子会社の有事においては社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。
- ② 平時においては、情報セキュリティ面、環境面、労働衛生面、製品安全面、品質面等で有するリスクを分析し、リスク管理に関する規程に基づき、そのリスクの軽減に取り組む。
- ③ 「コンプライアンス・リスク管理委員会」の下部組織として、「セキュリティ委員会」、「オフィス効率化・環境整備委員会」、「品質管理委員会」を設け、各委員会が専門的な立場から、業務運営上のリスクを分析し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告するとともに、社内での研修等を随時実施しリスク管理の浸透を図る。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の経営等に関する重要事項については、法令及び定款の定めに従い、原則毎月1回及び必要に応じて適宜取締役会を開催し、必要かつ適正な協議または審議を行い決定するとともに、取締役の職務の執行の監督等を行う。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役及び全執行役員が出席する業務執行委員会を毎月適宜開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項にかかわる意思決定を機動的に行う。
- ③ 取締役（監査等委員である者を除く。）は、その指揮の下、職務分掌規程、職務権限規程に基づき、責任と権限が明確な組織体系を構築し、重要な課題に迅速かつ柔軟に対応する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、各子会社にコンプライアンス担当者を置くとともに、「コンプライアンス・リスク管理委員会」が当社グループ全体のコンプライアンスの実施を管理・監督する。
- ② 子会社については、関係会社管理規程に従い、管理、指導及び監査を実施するとともに、経営状態を把握するために定期的な報告と協議を行う。
- ③ 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）が、子会社の取締役を兼務し、各子会社の経営会議において必要に応じて重要な課題や新たに認識されたリスク等への対処について報告する機会を確保する等、グループ全体の経営効率の向上やリスク管理体制の充実を図る。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会が必要とした場合は、その職務を補助する使用人を配置するものとし、その配置にあたっては監査等委員会の意見を参考にする。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべきものとして配置された使用人の人事（異動、評価、懲戒等）については、監査等委員会と人事部が事前に協議を行う。
- ③ 監査等委員の職務を補助すべきものとして配置された使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役・使用人は、監査等委員会の求めがあった時は、監査等委員会に出席し該当事項について説明する。また、当社及び子会社の取締役・使用人は、法令で定められた事項のほか、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見し、または報告を受けた場合には、遅滞なく監査等委員に報告する。

当社及び各子会社は、監査等委員に報告した者に対し、当該報告を理由とする不当な扱いを受けないよう規定するとともに、運用の徹底を図る。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還、負担した債務の債権者に対する弁済等を当社に求めることができる。取締役（監査等委員である者を除く。）は当該費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要であるか否かにつき疑義が生じた場合を除き、遅滞なくこれを処理し、十分な監査が妨げられることがないよう取り計らう。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査に必要な情報を把握するため、関連する会議へ出席することができ、資料等の閲覧も自由に行うことができる。また会計監査人、顧問弁護士、各子会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記6. に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

主な会議の開催状況は、取締役会は22回、監査等委員会は16回、業務執行委員会は22回開催いたしました。

各取締役は、取締役会において各議案の審議や報告を通じて取締役の職務執行を監督するとともに執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮監督下、各自の権限と責任の範囲で職務を執行し、業務執行委員会に適宜報告を行っております。

監査等委員である取締役は取締役会及び業務執行委員会に出席して会社の状況を把握するとともに内部監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。

子会社については、重要な事項については当社取締役会で審議し、適正な業務運営に努めるとともに、当社業務執行委員会に月次での業績報告を行うことで管理の実効性を確保しております。

また、コンプライアンス規程に基づくコンプライアンス・リスク管理委員会を2回開催し、法令・社内規程の遵守状況を審議し、必要に応じてコンプライアンス態勢の見直しを行っております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

I 基本方針の内容の概要

当社はシステムインテグレーターとして、セキュアなシステムを希望するお客様から長期的かつ安定した信頼を得てシステムの納入を行ってきており、またこのような開発・販売を支えるのは、優秀な技術者である社員であります。一時盛んに行われた、新たな法制度の整備や企業構造・文化の変化等を背景として対象となる会社の構造や特色に留意せず、経営陣と十分な協議や合意を得ることなく、突然大量の株式買付を強行するといった動きは一見鎮静化しているように見えますが、時折、顕在化しております。もちろん大量の株式買付行為そのものを全て否定するものではなく、会社の企業価値・株主共同の利益を向上させる行為であれば、その判断は最終的には株主の皆様の方の意思に基づいて決められるものであると考えております。

しかし、大量の買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるものや株主の皆様売却を事実上強要するもの、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、株主の皆様十分な検討を行うに足る時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社に対する濫用的な買収によって当社の企業価値が毀損されることがあれば、当社の強みである優秀な技術者の流出が懸念されるのみならず、当社のシステムを採用していただいているお客様からの信頼を失い、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が大きく損なわれるおそれがあります。

こうした事情に鑑み、濫用的な買収者が現れた場合、上述したような不適切な大量買付行為を未然に防止するため、株主の皆様が判断するための必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉すること等により当社の企業価値、ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠と判断いたしました。そして、2006年6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するために、「当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）」の導入を決議し、2007年以降、定時株主総会後に開催される取締役会で、本プランの継続を決議いたしております。

なお、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当該買付行為が長期的視点から当社の企業価値を毀損するものであるかどうかの検討は、中立的な第三者委員会に依頼するものとしております。

II 具体的取組みの内容の概要

基本方針に基づく本プランの概要は以下のとおりであります。

(1) 本プランの内容

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させ、濫用的買収を防止することを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下併せて「買付者等」といいます。）に対して当社取締役会が事前に当該買付に関する所定の情報の提供を求めるなどの予め遵守すべき手続を示し、第三者委員会が当該買付についての情報収集、検討等を行う期間を確保し、必要があれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を実施いたします。

また、当社取締役会は、敵対的性質を有する者からの濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て（以下「対抗措置」といいます。）を決議いたします。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う場合や、買付者等による買付またはその提案が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して会社法第277条に基づき無償で割当てます。

なお、本新株予約権無償割当ては、停止条件が成就することによりその効力が生ずることになっておりますが、その停止条件を成就させるか否か等の判断は当社取締役会が行います。

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、当社経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会を設置しており、判断にあたっては第三者委員会の勧告を最大限尊重いたします。

(2) 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則、すなわち、①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則を完全に充足しており、上記基本方針に沿うものです。

また、本プランにおいて対抗措置をとるか否かは中立的な第三者委員会の判断

を最大限尊重して行われますので、株主の共同利益を損なうものではなく、また取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 株主の皆様への影響

① 本プランの導入時に株主の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権無償割当ては行われておりませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響は生じておりません。

② 本新株予約権無償割当て実施により株主の皆様と与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当てに際して別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき2個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられますので、株式の希釈化は生じません。

当社は、買付者等以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続きを取り、その旨該当する株主の皆様へ通知いたします。株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領されることになります。

(4) 本プランの有効期限と継続について

現在の本プランの有効期限は、2017年6月の定時株主総会終結後に開催される取締役会の終了時までとされており、2017年度以降につきましては、毎年の定時株主総会で選任された取締役による取締役会においてその後1年間の継続の可否を決議し、同決議内容を株主の皆様へ情報開示するとともに当該事業年度の定時株主総会（毎年6月開催予定）において、報告をすることとなっております。なお、当社の取締役の任期は、取締役（監査等委員である者を除く。）が1年、監査等委員である取締役は2年となっており、本プランは取締役会の決議において廃止することが可能でありますので、本プランの廃止を希望される株主の皆様は、取締役の選任議案を通じてその意思を表明していただきたく存じます。

(5) その他

本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

（買収防衛策に関するアドレス<http://www.itfor.co.jp/ir/ir-governance.html>）

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2017年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,507,763	流 動 負 債	2,445,413
現金及び預金	2,431,217	買 掛 金	851,515
受取手形及び売掛金	2,351,896	未 払 法 人 税 等	205,612
有 価 証 券	5,199,931	賞 与 引 当 金	290,663
た な 卸 資 産	220,686	前 受 金	611,362
繰 延 税 金 資 産	185,428	そ の 他	486,259
そ の 他	118,676	固 定 負 債	386,111
貸 倒 引 当 金	△73	役員退職慰労引当金	17,370
固 定 資 産	4,411,978	退職給付に係る負債	206,549
有 形 固 定 資 産	664,376	繰 延 税 金 負 債	126,405
建 物	298,738	長 期 未 払 金	35,786
機械装置及び運搬具	284	負 債 合 計	2,831,524
土 地	149,565	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	20,264	株 主 資 本	11,407,494
そ の 他	195,523	資 本 金	1,124,669
無 形 固 定 資 産	1,108,536	資 本 剰 余 金	1,340,615
の れ ん	215,688	利 益 剰 余 金	9,449,382
そ の 他	892,847	自 己 株 式	△507,172
投 資 其 他 の 資 産	2,639,065	その他の包括利益累計額	668,053
投 資 有 価 証 券	2,060,695	その他有価証券評価差額金	677,287
繰 延 税 金 資 産	11,382	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	164
そ の 他	566,987	退職給付に係る調整累計額	△9,398
		新 株 予 約 権	8,720
		非 支 配 株 主 持 分	3,948
		純 資 産 合 計	12,088,216
資 産 合 計	14,919,741	負 債 及 び 純 資 産 合 計	14,919,741

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2016年4月1日
至2017年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,111,924
売 上 原 価		7,032,323
売 上 総 利 益		4,079,601
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,809,408
営 業 利 益		1,270,192
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,074	
受 取 配 当 金	43,322	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	3,215	
そ の 他	21,835	69,449
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	7,858	
固 定 資 産 除 却 損	94	
そ の 他	562	8,515
経 常 利 益		1,331,126
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	14,191	14,191
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,345,317
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	426,948	
法 人 税 等 調 整 額	7,963	434,911
当 期 純 利 益		910,405
非支配株主に帰属する当期純利益		4,232
親会社株主に帰属する当期純利益		906,173

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2016年4月1日
至2017年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1, 124, 669	1, 309, 864	9, 031, 576	△ 274, 965	11, 191, 144
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△488, 366		△488, 366
株式交換による変動額		26, 114		29, 344	55, 459
連結子会社株式の取得による持分の増減		3, 223			3, 223
親会社株主に帰属する当期純利益			906, 173		906, 173
自 己 株 式 の 取 得				△421, 245	△421, 245
自 己 株 式 の 処 分		1, 412		159, 693	161, 106
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	一	30, 750	417, 806	△232, 206	216, 350
当 期 末 残 高	1, 124, 669	1, 340, 615	9, 449, 382	△507, 172	11, 407, 494

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	420, 313	△ 3, 289	△ 9, 879	407, 144	59, 421	93, 102	11, 750, 811
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△488, 366
株式交換による変動額							55, 459
連結子会社株式の取得による持分の増減							3, 223
親会社株主に帰属する当期純利益							906, 173
自 己 株 式 の 取 得							△421, 245
自 己 株 式 の 処 分							161, 106
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	256, 974	3, 454	480	260, 909	△50, 701	△89, 153	121, 054
連結会計年度中の変動額合計	256, 974	3, 454	480	260, 909	△50, 701	△89, 153	337, 405
当 期 末 残 高	677, 287	164	△9, 398	668, 053	8, 720	3, 948	12, 088, 216

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 4 社
- ・連結子会社の名称 株式会社アイ・シー・アール
株式会社シー・ヴィ・シー
株式会社スナッピー・コミュニケーションズ
株式会社グラス・ルーツ

株式会社シー・ヴィ・シーは、株式会社アイ・シー・アールの100%子会社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用した関連会社の数 1 社
会社の名称 株式会社アイセル
- ・持分法を適用しない関連会社の数 1 社
会社の名称 株式会社シー・エス・デー
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用しない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算期の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(ロ) たな卸資産

商品・貯蔵品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ハ) デリバティブ取引

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物については定額法）によっております。
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

(ロ) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

その他

定額法によっております。
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(ハ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

- (イ) 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (ロ) 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。
- (ハ) 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

(イ) ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の認識基準

- i. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）によっております。
- ii. その他のもの 工事完成基準（検収基準）によっております。

(ロ) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建買掛金 外貨建未払金 外貨建予定取引

(ハ) ヘッジ方針

当社の内部規程である「為替リスク管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

1,809,120千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	29,430,000株	一株	一株	29,430,000株

2. 自己株式の種類及び数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	702,558株	800,000株	424,636株	1,077,922株

(注) 増加は、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく取得であり、減少424,636株のうち、359,000株はストックオプションの権利行使、65,636株は株式交換によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2016年5月2日 取 締 役 会	普 通 株 式	488,366千円	17円00銭	2016年3月31日	2016年6月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2017年5月2日 取 締 役 会	普 通 株 式	利益剰余金	481,985千円	17円00銭	2017年3月31日	2017年6月22日

4. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

2010年6月18日の定時株主総会決議によるストック・オプション
普通株式 80,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金及び債券での運用を原則としており、債券での運用にあたっては、格付機関による格付を参考に安全性が高いと判断したもののみを対象としております。

また、資金調達においては、銀行等からの借入によらず、運転資金及び投資資金ともに自己資金で賄うことを基本としております。なお、一時的な資金需要の増加に備えるため、銀行との間でコミットメントライン契約を結んでおります。

デリバティブ取引は、外貨建取引の為替変動リスクを回避するために為替予約を行い、投機的な取引は行わない方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、与信管理規程に基づき、顧客ごとの残高管理、期日管理等を行うとともに、定期的に顧客の信用状況を調査しております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、原則として1年以内の支払期日です。営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、毎月資金繰り計画を作成し管理しております。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（先物為替予約）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替取引です。その取引については、業務執行委員会にて承認を得た取引方針や社内規程に従い、経理部で取引を行い、取引の都度管理本部長に取引内容の報告を行うとともに、月次の取引実績及び取引残高について業務執行委員会に報告を行っております。なお、ヘッジ会計に関する、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等）に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	2,431,217	2,431,217	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,351,896	2,351,896	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的有価証券	5,199,931	5,199,589	△342
その他有価証券	2,016,263	2,016,263	—
(4) 買掛金	(851,515)	(851,450)	△64
(5) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	243	243	—

(※) 負債で計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

期間が3ヶ月を超える定期預金については、元利金の合計額を同様の新規預け入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。それ以外のものについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する売買統計参考値、信託受益権については取引金融機関から提示された価格によっております。

また、期間が3ヶ月を超える譲渡性預金については、元利金の合計額を日本銀行が公表する譲渡性預金の発行期間別の平均年利率により割り引いて算定する方法によっております。

(4) 買掛金

振当処理を行っている外貨建買掛金については、先物為替相場に基づく方法により、それ以外のものは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) デリバティブ取引

振当処理の対象となる為替予約に関する時価は、ヘッジ対象となる買掛金の時価に含めて記載しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契 約 額 等		時 価	当 該 時 価 の 算 定 方 法
				うち1年超		
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	130,019	—	179	先物為替相場によっている。
合計			130,019		179	—

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額44,432千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	425円91銭
2. 1 株当たり当期純利益	31円89銭

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益にあたる影響は軽微であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2017年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,948,414	流 動 負 債	2,339,459
現 金 及 び 預 金	2,031,372	買 掛 金	889,016
受 取 手 形	128,684	未 払 金	210,414
売 掛 金	2,080,781	未 払 費 用	83,212
リ ー ス 投 資 資 産	8,269	未 払 法 人 税 等	188,640
有 価 証 券	5,199,931	未 払 消 費 税 等	56,601
商 品	40,036	前 受 金	611,193
仕 掛 品	133,811	預 り 金	23,132
貯 蔵 品	45,341	賞 与 引 当 金	277,000
前 払 費 用	102,610	そ の 他	248
繰 延 税 金 資 産	173,366	固 定 負 債	372,408
そ の 他	4,209	退 職 給 付 引 当 金	192,995
固 定 資 産	4,796,260	関係会社事業損失引当金	13,064
有 形 固 定 資 産	596,595	長 期 未 払 金	35,786
建 物	282,336	繰 延 税 金 負 債	130,562
機 械 及 び 装 置	195	負 債 合 計	2,711,867
工具、器具及び備品	163,233	(純 資 産 の 部)	
土 地	149,565	株 主 資 本	11,346,662
建 設 仮 勘 定	1,264	資 本 金	1,124,669
無 形 固 定 資 産	889,198	資 本 剰 余 金	1,316,129
商 標 権	87	資 本 準 備 金	1,221,189
ソ フ ト ウ ェ ア	794,748	そ の 他 資 本 剰 余 金	94,940
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	86,782	利 益 剰 余 金	9,413,036
そ の 他	7,579	利 益 準 備 金	94,356
投 資 そ の 他 の 資 産	3,310,466	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,318,680
投 資 有 価 証 券	2,016,918	別 途 積 立 金	5,512,500
関 係 会 社 株 式	719,607	繰 越 利 益 剰 余 金	3,806,180
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	59,000	自 己 株 式	△ 507,172
長 期 前 払 費 用	35,231	評 価 ・ 換 算 差 額 等	677,424
敷 金 及 び 保 証 金	269,182	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	677,260
長 期 預 金	70,000	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	164
保 険 積 立 金	128,151	新 株 予 約 権	8,720
そ の 他	31,376		
貸 倒 引 当 金	△ 19,000	純 資 産 合 計	12,032,807
資 産 合 計	14,744,675	負 債 及 び 純 資 産 合 計	14,744,675

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2016年4月1日)
(至2017年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		10,246,525
売 上 原 価		6,608,601
売 上 総 利 益		3,637,924
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,433,165
営 業 利 益		1,204,758
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,152	
有 価 証 券 利 息	871	
受 取 配 当 金	43,315	
そ の 他	11,480	56,819
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	7,858	
固 定 資 産 除 却 損	94	
関係会社事業損失引当金繰入額	13,064	
そ の 他	562	21,580
経 常 利 益		1,239,997
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	14,191	14,191
税 引 前 当 期 純 利 益		1,254,189
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	393,622	
法 人 税 等 調 整 額	444	394,067
当 期 純 利 益		860,122

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自2016年4月1日）
（至2017年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,124,669	1,221,189	88,675	1,309,864	94,356	5,512,500	3,434,424	9,041,280
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△488,366	△488,366
株式交換による変動額			4,851	4,851				
当 期 純 利 益							860,122	860,122
自己株式の取得								
自己株式の処分			1,412	1,412				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当事業年度中の変動額合計	—	—	6,264	6,264	—	—	371,756	371,756
当 期 末 残 高	1,124,669	1,221,189	94,940	1,316,129	94,356	5,512,500	3,806,180	9,413,036

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△ 274,965	11,200,848	420,261	△ 3,289	416,971	59,421	11,677,241
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△488,366					△488,366
株式交換による変動額	29,344	34,196					34,196
当 期 純 利 益		860,122					860,122
自己株式の取得	△421,245	△421,245					△421,245
自己株式の処分	159,693	161,106					161,106
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			256,998	3,454	260,452	△50,701	209,751
当事業年度中の変動額合計	△232,206	145,813	256,998	3,454	260,452	△50,701	355,565
当 期 末 残 高	△507,172	11,346,662	677,260	164	677,424	8,720	12,032,807

（注）記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券
子会社及び関連会社株式
その他有価証券
・時価のあるもの

償却原価法（定額法）によっております。
移動平均法による原価法によっております。

・時価のないもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

商品・貯蔵品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(3) デリバティブ取引

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物については定額法）によっております。
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

(2) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

その他

定額法によっております。
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(イ)退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ)数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の認識基準

(イ)当事業年度末までの進捗部分について成果の
の
確実性が認められるもの

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)によっております。

(ロ)その他のもの

工事完成基準(検収基準)によっております。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建買掛金 外貨建未払金 外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程である「為替リスク管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,712,929千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	4,012千円
長期金銭債権	59,000千円
短期金銭債務	78,525千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	39,350千円
売上原価	665,280千円
販売費及び一般管理費	30,308千円
営業取引以外の取引高	953千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	702,558株	800,000株	424,636株	1,077,922株

(注) 増加は、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく取得であり、減少424,636株のうち、359,000株はストックオプションの権利行使、65,636株は株式交換によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因

未払事業税	30,574千円
会員権評価損	10,938千円
事業用土地評価損	84,628千円
賞与引当金	85,482千円
退職給付引当金	59,119千円
長期未払金	10,957千円
投資有価証券評価損	58,209千円
関係会社株式評価損	65,883千円
減価償却超過額	65,335千円
その他	69,795千円
小計	540,924千円
評価性引当額	△230,106千円
繰延税金資産合計	310,817千円

2. 繰延税金負債の発生 の主な原因

その他有価証券評価差額金	△267,940千円
繰延ヘッジ損益	△73千円
繰延税金負債合計	△268,013千円
繰延税金資産純額	42,804千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	(株) ス ナ ッ ピ ー ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	所有 直接100.0%	役員の兼任 資金の援助 業務受委託 外 注 先	管理業務受託 (注1)	840千円	そ の 他 流 動 資 産	—
				外 注 (注1)	5,370千円	買 掛 金	2,106千円
				資金の貸付 (注2)	—	関係会社長期貸付金 (注3)	19,000千円
				利息の受取 (注2)	303千円	その他流動資産	—
	(株) グ ラ ス ・ ル ー ツ	所有 直接45.0%	役員の兼任 資金の援助 業務受委託 外 注 先	管理業務受託 (注1)	840千円	その他流動資産	—
				業 務 委 託 (注1)	4,328千円	買 掛 金	—
				貸付金の貸付 (注2)	3,500千円	その他流動資産	3,500千円
				利息の受取 (注2)	311千円	関係会社長期貸付金	19,000千円
	(株) アイ・シー・アール	所有 直接100.0%	役員の兼任 資金の援助 業務受委託 従業員の出向 人材派遣 外 注 先	売 上 (注1)	38,636千円	売 掛 金	67千円
				業 務 受 託 (注1)	1,477千円	その他流動資産	246千円
				出向負担金 (注1)	81,648千円	未 払 金	8,966千円
				人 材 派 遣 (注1)	51,147千円	未 払 金	6,344千円
				外 注 (注1)	14,460千円	買 掛 金	2,346千円
				貸付金の回収 (注2)	12,000千円	関係会社長期貸付金	21,000千円
				利息の受取 (注2)	337千円	その他流動資産	66千円
	(株) シ ー ・ ヴ ィ ・ シ ー	所有 間接100.0%	売 上 先 外 注 先	売 上 (注1)	714千円	売 掛 金	125千円
				外 注 (注1)	231,200千円	買 掛 金	16,849千円
関 連 社 会	(株) ア イ セ ル	所有 直接20.7% 被所有 直接0.2%	役員の兼任 外 注 先	外 注 (注1)	249,354千円	買 掛 金	23,209千円
						未 払 金	15,163千円
	(株) シ ー ・ エ ス ・ デ ー	所有 直接24.1% 被所有 直接0.0%	役員の兼任 仕 入 先 外 注 先	仕 入 (注1)	47,597千円	買 掛 金	—
				外 注 (注1)	5,061千円		

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

2. 資金の貸付の金利については、市場金利を勘案して決定しております。

3. 関係会社長期貸付金に対して、当事業年度末における貸倒引当金残高は19,000千円であります。

2. 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期 末 残 高
役 員	今井 重好	被 所 有 直接0.2%	当社取締役	株式交換 (注)	34,196千円	—	—

(注) 株式交換は、当社連結子会社である株式会社アイ・シー・アールの完全子会社化を目的としたものであり、株式交換比率は、市場株価平均方式及び修正簿価純資産法を参考に当事者間で協議し決定しております。なお、取引金額は効力発生日の市場価格に基づき算定した価額を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 424円10銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 30円26銭 |

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益にあたる影響は軽微であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社アイティフォー
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千 頭	力 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 島	崇 行 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイティフォーの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイティフォー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月 9 日

株式会社アイティフォー
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 千 頭 力 ㊞

公認会計士 大 島 崇 行 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイティフォーの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月10日

株式会社アイティフォー 監査等委員会

常勤監査等委員 原 晃 一 ㊞

監査等委員 佐藤 誠 ㊞

監査等委員 小泉大輔 ㊞

(注) 監査等委員佐藤氏及び小泉大輔氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）8名選任の件

現在の取締役8名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任  ひがし かわ きよし 東 川 清 (1950年11月26日)	1973年7月 当社入社 1998年6月 当社取締役ソリューションシステム事業部長 2003年6月 当社取締役常務執行役員ソリューションシステム事業部長 2005年6月 当社取締役専務執行役員営業本部長 2006年4月 当社取締役専務執行役員事業本部長 2008年7月 当社代表取締役副社長事業本部長 2009年6月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 取締役 株式会社グラス・ルーツ 取締役 株式会社アイセル 社外取締役 株式会社シー・エス・デー 社外取締役 株式会社アルファ新洋 社外取締役 株式会社アイ・シー・アール 取締役会長	341,800株
		取締役候補者とした理由 これまで代表取締役社長として強いリーダーシップでグループを牽引しており、近年も自治体向けBPOビジネスの立ち上げやM&Aで事業を拡大させるなどしてきた豊富な実績は、経営全般における経験や見識を経営体制の強化へ資するものとし、引き続き取締役に適任と判断いたしました。	
2	再任  さか た こう じ 坂 田 幸 司 (1966年1月26日)	1987年4月 当社入社 2008年6月 当社執行役員ソフトウェア第一事業部長 2008年10月 当社執行役員ソフトウェア開発本部長 2013年6月 当社取締役執行役員テクニカルサポート事業部長 2014年6月 当社取締役常務執行役員技術開発本部長兼テクニカルサポート事業部長 2015年10月 当社取締役常務執行役員技術開発本部長（現任）	109,300株
		取締役候補者とした理由 これまで取締役常務執行役員として、パッケージソフトの品質改善やカスタマーサポート事業の顧客満足度向上に貢献してきた実績と、自らのシステムエンジニアとしての経験を生かしてソフトウェア開発のプロジェクト全般を統括してきた実績を踏まえ、引き続き取締役に適任と判断いたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当、 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式数
3	再 任  さ とう つね のり 佐 藤 恒 徳 (1964年12月14日)	1998年3月 当社入社 2008年6月 当社執行役員ソリューションシステム事業部副事業部長 2009年10月 当社執行役員ソリューションシステム事業部長 2011年6月 当社取締役執行役員ソリューションシステム事業部長 2013年4月 当社取締役執行役員フィナンシャルシステム第一事業部長 2016年6月 当社取締役常務執行役員フィナンシャルシステム事業本部長 2017年5月 当社取締役常務執行役員フィナンシャルシステム事業部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社シー・ヴィ・シー 取締役 取締役候補者とした理由 当社事業の中核である金融機関向けシステム事業での、地方銀行をはじめとする金融機関へ向けたシステム開発と販売に大きく貢献してきた豊富な実績と経験は、自治体向けシステムの開発やフィンテックの推進強化へ資するものとし、引き続き取締役として適任と判断いたしました。	40,200株
4	再 任  こ だま とし あき 小 玉 敏 明 (1952年3月14日)	1974年4月 株式会社丸井 入社 2004年3月 株式会社エムアンドシーシステム 取締役営業本部長 2007年4月 株式会社エポスカード 取締役 2009年10月 当社入社 流通・eコマースシステム事業部副事業部長 2010年4月 当社執行役員流通・eコマースシステム事業部長 2012年6月 当社取締役執行役員流通・eコマースシステム事業部長 2016年6月 当社取締役常務執行役員流通・eコマースシステム事業部長（現任） 取締役候補者とした理由 株式会社丸井の子会社である株式会社エムアンドシーシステムや株式会社エポスカードの役員を歴任して培った流通業の専門知識を生かし、当社の流通やeコマースの事業拡大とオムニチャネル化の推進に貢献しており、その豊富な経験や見識はさらなる事業の拡大へ資するものとし、引き続き取締役に適任と判断いたしました。	16,500株
5	再 任  さき た いく お 崎 田 郁 夫 (1958年6月26日)	1982年4月 当社入社 2004年9月 当社C T I システム事業部長 2013年6月 当社執行役員C T I システム事業部長 2015年4月 当社執行役員事業本部長 2015年6月 当社取締役執行役員事業本部長（現任） 取締役候補者とした理由 これまで当社の事業本部長として全事業の業績向上を牽引しており、堪能な英語力を生かした海外との取引によってコンタクトセンター向けシステム事業などの拡大へ貢献してきた豊富な実績は、今後の業績向上やグローバル化の推進へ資するものとし、引き続き取締役に適任と判断いたしました。	37,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	再任  おお えだ ひろ たか 大枝 博隆 (1957年7月23日)	1981年4月 当社入社 2004年6月 当社執行役員西日本事業所長 2005年4月 当社執行役員ソリューションシステム事業部長 2006年6月 当社取締役執行役員ソリューションシステム事業部長 2007年6月 当社取締役常務執行役員ソリューションシステム事業部長 2009年10月 当社取締役常務執行役員事業本部長 2015年4月 当社取締役常務執行役員フィナンシャルシステム第二事業部長 2016年6月 当社取締役執行役員フィナンシャルシステム事業本部第二事業部長 2017年5月 当社取締役執行役員CTI・基盤システム事業部長(現任) 取締役候補者とした理由 これまで中核事業である金融機関向けシステム事業でのサービスやノンバンク向けシステムの開発及び事業の拡大に大きな貢献を果たしてきた実績と、事業全体の統括やアジア地域向けのシステム開発にまい進してきた経験と見識はさらなる事業の拡大に資するものとし、引き続き取締役に適任と判断いたしました。	167,200株
7	再任  いま い しげ よし 今井 重好 (1969年6月19日)	1999年9月 株式会社アイ・シー・アール入社 2000年9月 株式会社アイ・シー・アール 常務取締役 2006年12月 株式会社アイ・シー・アール 代表取締役社長(現任) 2016年6月 当社取締役執行役員公共システム事業部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アイ・シー・アール 代表取締役社長 取締役候補者とした理由 自治体向けBPOビジネスに精通している株式会社アイ・シー・アールの代表取締役社長として事業を拡大してきた実績と、それに伴う豊富な経験と見識は、当社のBPOビジネスの拡大と業績向上へ資するものとし、取締役に適任と判断いたしました。	66,136株
8	再任  なか やま か つ お 中山 かつお (1965年5月9日)	1991年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入社 2003年6月 当社社外監査役 2010年6月 当社取締役執行役員管理本部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 取締役 株式会社アイ・シー・アール 取締役 株式会社シー・ヴィ・シー 監査役 取締役候補者とした理由 公認会計士として当社社外監査役を務めた経験を活かし、これまで当社の管理本部長として総務、人事、経理、法務知財部門を統括してきた実績、自治体向けBPOビジネスの拡大とリスクに備えた体制を整備した豊富な経験と見識、これらを有している事を踏まえ、引き続き取締役に適任と判断いたしました。	48,400株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. いずれの候補者も、当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の継続に賛成しております。
3. 当社の監査等委員会は、取締役候補者の知識、経験、能力及び実績等から取締役に選任することが適切であると判断いたしました。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任  はら こういち 原 晃一 (1951年8月21日)	1974年4月 当社入社 2004年6月 当社執行役員管理本部副本部長 2006年8月 当社執行役員ソフトウェア第二事業部長 2008年4月 当社執行役員管理本部副本部長 2012年4月 当社内部監査室長 2014年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役 監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アイ・シー・アール 監査役 取締役候補者とした理由 当社の業務全般を熟知しており、これまで常勤監査等委員である取締役として適切に監査・監督を行うとともに重要な経営判断の場において積極的に意見、提言を行い、当社の経営ガバナンスの向上に貢献してきた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である取締役として適任と判断いたしました。	59,500株
2	再任  さとう まこと 佐藤 誠 (1964年7月4日)	1987年4月 安田信託銀行株式会社（現みずほ信託銀行株式会社）入社 1996年1月 経営コンサルタント業開業 2000年10月 監査法人太田昭和センチュリー（現新日本有限責任監査法人）入社 2005年4月 公認会計士登録 2005年4月 佐藤誠公認会計士事務所開設（現任） 2006年2月 税理士登録 2006年2月 佐藤誠税理士事務所開設（現任） 2007年8月 あすなる監査法人代表社員（現任） 2010年6月 当社監査役 2015年6月 当社社外取締役 監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 監査役 株式会社グラス・ルーツ 監査役 細谷火工株式会社 社外取締役 取締役候補者とした理由 公認会計士、税理士、経営コンサルタントとしての豊富な経験と高い見識を有しており、これまで監査等委員である取締役として、その専門的見地から当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。	10,400株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式数
3	再 任  こ いずみ だい すけ 小 泉 大 輔 (1970年 9 月 5 日)	1995年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 1999年 4 月 公認会計士登録 2002年 1 月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）入社 2003年 1 月 株式会社K I Aプロフェッショナル（現株式会社オーナーズブレイン）取締役 2003年 7 月 株式会社K I Aプロフェッショナル（現株式会社オーナーズブレイン）代表取締役（現任） 2004年 9 月 税理士登録 2005年 6 月 株式会社アールシーコア 社外監査役 2009年10月 株式会社地域新聞社社外監査役（現任） 2010年 6 月 当社監査役 2015年 6 月 当社社外取締役 監査等委員（現任） 2015年 7 月 株式会社アールシーコア 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社オーナーズブレイン 代表取締役 株式会社アールシーコア 社外取締役 株式会社地域新聞社 社外監査役 取締役候補者とした理由 経営者としての豊富な経験と公認会計士、税理士としての高い見識を有しており、これまで監査等委員である取締役として、その専門的見地から当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。	6,200株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐藤誠氏及び小泉大輔氏は現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時もって2年であります。
3. 佐藤誠氏及び小泉大輔氏は公認会計士、税理士として専門的な知識を有しており、その職務経験を通じ会社経営についての理解も深く、当社監査役経験者として当事業を熟知していることから当社取締役会における監督業務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、佐藤誠氏及び小泉大輔氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の非業務執行取締役の全員と当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、候補者が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 当社の取締役、執行役員及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、ならびにかか
る新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の取締役、執行役員及び従業員の意欲や士気を高め、一層の収益拡大と体質強化を図ることを目的とし、ストックオプションとして当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、新株予約権を発行いたします。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役員及び従業員

なお、対象となる取締役の員数は、第1号議案が原案どおり承認されますと、8名となります。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 1,000,000株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株）を総株数の上限といたします。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整いたします。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものといたします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

10,000個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限といたします。

(4) 新株予約権の払込金額

本新株予約権については、金銭の払い込みを要しないものといたします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に(3)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額といたします。

1 株当たりの行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日の終値といたします。

なお、新株予約権の割当日以降、当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

(6) 新株予約権の権利行使期間

割当日後 2 年を経過した日から 5 年間といたします。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- ② 新株予約権の質入その他の処分は認めません。
- ③ その他の条件については、第58回定時株主総会及び新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものといたします。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
- ② 当社は、新株予約権者が権利を行使する前に、上記(7) ①または③に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、その新株予約権を無償で取得することができます。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するときは、取締役会の承認を要するものといたします。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

(11) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたします。

(12) その他細目事項

新株予約権に関する細目事項については、取締役会決議により決定いたします。

(ご参考)

1. 経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名の方針と手続き

取締役候補者については、当社グループを率先して牽引するリーダーシップを備え、人格・見識ともに十分であり、これまでの業績などグループへの貢献度を勘案した上で、代表取締役が候補者を選考し、取締役会に諮ります。取締役会は各候補者について慎重に審議し、株主総会へ上程いたします。

2. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社取締役会は、経営の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンス体制を強化するため、独立社外取締役を選任する際の判断基準を以下の通り定めております。

- (1) 現在、当社、当社の子会社又は関連会社の業務執行者でないこと。また、過去10年においても、当社、当社の子会社又は関連会社の業務執行者であったことがないこと。
- (2) 現在、当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者、又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者に該当しないこと。
- (3) 現在、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家若しくは法律専門家、又は会計監査人若しくは顧問契約先（それらが法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属している者）に該当しないこと。

また、当社取締役会は、独立社外取締役が独立性を備えていることにとどまらず、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できるなど、独立社外取締役として期待される役割・責務を果たしうる資質を備えているかどうかを十分検討し、その候補者を選定しております。

以 上

《インターネットによる議決権行使のご案内》

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の2017年6月20日（火曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

以 上

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

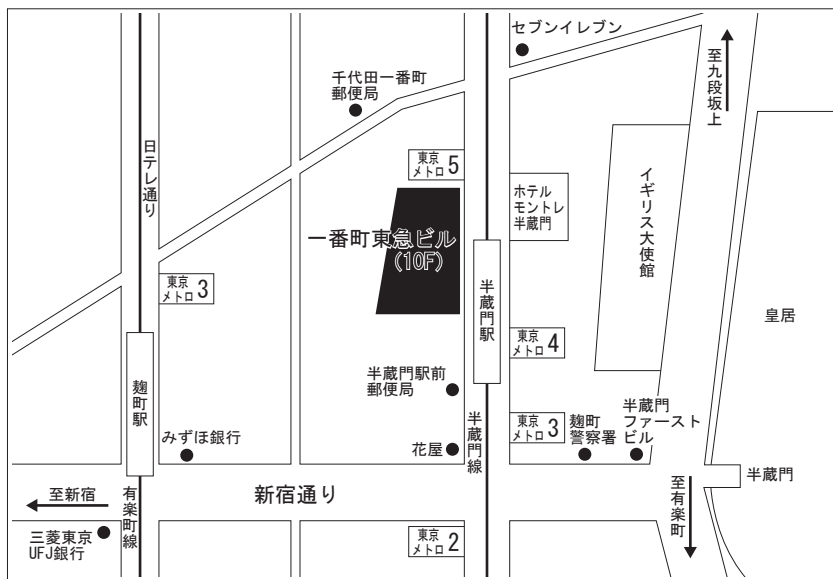
〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区一番町21番地
一番町東急ビル10F

電話 03 (5275) 7841



(交通のご案内)

東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅 5 番出口 徒歩 1 分

東京メトロ有楽町線 麹町駅 3 番出口 徒歩 7 分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。